**認定農業者制度（農業経営改善計画認定）を申請される方へ**

１．制度の概要

　認定農業者制度は、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が定めた「農業経営基盤の強化に関する基本的な構想」（以下「基本構想」という。）において示す「育成すべき農業経営」を目指し、農業者が自らの創意工夫に基づき作成する「農業経営改善計画」を市町村が認定する制度です。

２．対象

市内において既に農業経営を営んでいる方で、次に掲げる「主な認定要件」をすべて満たす方であれば、年齢や性別、営農類型等を問わず、申請いただけます。

※夫婦や親子でも家族経営協定を締結することにより、認定農業者として認められます。

【主な認定要件】

（1）計画が基本構想に照らして適切なものであること。（農業所得・年間労働時間など）

※以下の認定基準に近づけられるような目標を記入してください。

年間農業所得580万円以上

年間労働時間2,000時間程度

（2）計画の達成される見込みが確実なものであること。

３．持参するもの

・農業経営改善計画認定申請書

・個人情報の取扱いについて

・前年の申告書（決算書）綴りの写し（所得額を記入するうえで必要です。）

※事業主体が法人の場合、前年の決算報告書の写し及び定款、履歴全部事項証明書

※共同申請（２名以上での申請）の場合、家族経営協定書の写し

・その他申請を作成するうえで必要な書類

（作付面積、生産量等がわかるもの,耕作証明書等）

４．申請受付について

・認定は**年４回**になります。各認定予定日の申請受付期限は以下の表をご確認ください。

・申請受付期限を過ぎた場合、**認定が次回になります**ので、融資等の活用又は検討中の方はご注意ください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ５月認定 | ８月認定 | 11月認定 | 2月認定 |
| 申請受付期限 | 4月15日（月） | 7月12日（金） | 10月15日（火） | 1月15日（水） |
| 認定予定日 | ５月1日（水） | 8月1日（木） | 11月1日（金） | 2月1日（土） |

5．広域認定について**（市外に農地をお持ちの方）**

複数市町村で農業を営む農業者の場合は、市町村に代わって都道府県または国が認定手続きを一括で行います。従来、各市町村に認定農業者の申請を行う必要がありましたが、営農区域ごとに申請先が一本化され、申請者の負担が軽減されました。

広域認定を希望する方は、事前にご相談ください。

6．電子申請について

・メールでも申請を受け付けております。申請書は市ホームページからダウンロードしてください。申請する際は、件名を【認定農業者申請　名前】とし、提出書類を添付し、以下のメールアドレスに送信してください。

鉾田市農業振興課メールアドレス：keizai@city.hokota.lg.jp

鉾田市ホームページ「認定農業者制度のお知らせ」→

・農林水産省共通申請サービス（eMAFF）では、農林水産省が所管する法令に基づく申請や補助金・交付金について、オンラインで申請を行うことができるようになりました。認定農業者制度についてもeMAFFでの申請が可能です。申請には認証システム「gBizID」の登録が必要になりますので詳細については、農林水産省のホームページをご確認ください。



農林水産省ホームページ「農林水産省共通申請サービス（eMAFF）」→

７．その他

　　・申請書は、ご家族等で話し合いにより記入願います。

・内容を確認するために担当よりお電話を差し上げる場合がございます。

・書類はボールペンでご記入ください。

お問い合わせ

鉾田市農業振興課　農政企画係

電話：　３６-７６５１　(直通)

メール：keizai@city.hokota.lg.jp